

総社市職員児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第26号

総社市職員児童手当法施行細則の一部を改正する規則

総社市職員児童手当法施行細則（平成17年総社市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の施行については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(支払日)</p> <p>第2条 <u>児童手当の支払日は、法第8条第4項本文に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の施行については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。<u>以下「施行規則」という。</u>）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(支払日)</p> <p>第2条 法第8条第4項本文に規定する<u>児童手当の支払日は、2月、6月及び10月の各15日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支払日とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。